別紙4

行政手続条例が適用される(条例又は規則に根拠がある)処分基準(不利益処分の基準)は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
401	地区コミュニティセンター使用の制限	厚岸町地区コミュニティセンター条例 (平成13年厚岸町 条例第28号)	第5条	×ア	町民課自治振興係	
402	地区コミュニティセンター使用許可の取消し等	厚岸町地区コミュニティセンター条例 (平成13年厚岸町 条例第28号)	第6条第1項	×ア	町民課自治振興係	
403	地区集会所使用の制限	厚岸町地区集会所条例(平成13年厚岸町条例第29号)	第5条	×ア	町民課自治振興係	
404	地区集会所使用許可の取消し等	厚岸町地区集会所条例(平成13年厚岸町条例第29号)	第6条第1項	×ア	町民課自治振興係	
405	住の江山の手地区集会所利用の制限	厚岸町住の江山の手地区集会所条例(平成18年厚岸町条 例第7号)	第8条	×ア	町民課自治振興係	
406		厚岸町住の江山の手地区集会所条例(平成18年厚岸町条 例第7号)	第9条第1項	×ア	町民課自治振興係	
407	宮園鉄北地区集会所利用の制限	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例(平成24年厚岸町条例第 1号)	第8条	×ア	町民課自治振興係	
408	宮園鉄北地区集会所利用許可の取消し等	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例(平成24年厚岸町条例第 1号)	第9条第1項	×ア	町民課自治振興係	
409	生活館使用の制限	厚岸町生活館条例(平成13年厚岸町条例第30号)	第5条	×ア	町民課自治振興係	
410	生活館使用許可の取消し等	厚岸町生活館条例(平成13年厚岸町条例第30号)	第6条第1項	×ア	町民課自治振興係	
411	生活改善センター利用の制限	厚岸町生活改善センター条例(平成18年厚岸町条例第 6 号)	第8条	×ア	町民課自治振興係	
412	生活改善センター利用許可の取消し等	厚岸町生活改善センター条例(平成18年厚岸町条例第 6 号)	第9条第1項	×ア	町民課自治振興係	
413	文書不提出等への過料	厚岸町後期高齢者医療に関する条例(平成20年厚岸町条 例第12号)	第8条	×ア	町民課保険医療係	
414	保険料等不正への過料	厚岸町後期高齢者医療に関する条例(平成20年厚岸町条 例第12号)	第9条	×ア	町民課保険医療係	
415	不届出等への過料	厚岸町国民健康保険条例(昭和34年厚岸町条例第20号)	第10条	×ア	町民課保険医療係	
416	文書不提出等への過料	厚岸町国民健康保険条例(昭和34年厚岸町条例第20号)	第11条	×ア	町民課保険医療係	

1/2ページ 厚岸町 町民課

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
417	負担金等不正への過料	厚岸町国民健康保険条例(昭和34年厚岸町条例第20号)	第12条 	×ア	町民課保険医療係	
418	一部負担金の執行猶予及び減免の取消し	厚岸町国民健康保険条例施行規則(平成14年厚岸町規則 第24号)	第16条第1項、第2項	×ア	町民課保険医療係	

- ※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。
- ①「〇」 処分基準を設定している。
- ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア:処分基準が法令の定めに尽くされているもの
- イ: 処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
- ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

2 / 2 ページ 厚岸町 町民課